

よくある質問一覧

～ 退職のいろいろな疑問が、ここで解消するかも！ ～

質問		頁
医療保険制度について		
退職後の医療保険のこと		
Q1	組合員証など※は、返却するのか？ ※ 組合員証・被扶養者証・資格確認書・限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額減額認定証・特定疾病療養受療証	1
Q2	退職後に医療機関等を受診する際には、何を提示したらよいのか？	1
Q3	退職後に組合員証や資格確認書を誤って使ったときは、どうすればよいのか？	2
Q4	退職後は国民健康保険に入りたいが、その加入手続に必要な「資格喪失証明書」はどのようにしたらもらえるのか？	2
Q5	資格喪失証明書はいつ届くか？	2
Q6	退職後は家族の被扶養者になりたいが、どうしたらよいのか？	2
Q7	傷病手当金を受給中であるが、退職後、任意継続組合員に加入しなくても受給できるのか？	3
Q8	国民健康保険と共済組合の任意継続組合員はどちらの保険料(掛金)が安いのか？	3
任意継続組合員になるには		
Q9	任意継続組合員になりたいが、退職時の所属所が加入手続きをしてくれるのか？加入条件はあるのか？	3
Q10	任意継続組合員の申出期限はいつか？手続はどうすればいいか？	4
Q11	任意継続組合員になってマイナ保険証を使用予定だが、マイナ保険証で何か手続をするべきか？	4
Q12	任意継続組合員としてのマイナ保険証はいつごろ使用できるようになるのか？	5

Q13	マイナ保険証を所持していないため、「資格確認書」がほしい。どうすれば発行してもらえるか？	5
Q14	「任継申出書」の資格確認書の要否欄に○をし忘れたが、任意継続組合員になった後で資格確認書をもらうことはできるか？	5
Q15	任意継続組合員になって、すぐに医療機関にかかりたい場合はどうすればよいのか？	5
Q16	任意継続組合員の加入手続を行ったが、マイナ保険証が新資格未反映の時または資格確認書がないときに病院に受診し、10割負担したときはどうすればよいのか？	6
Q17	退職後1日も空けずに暫定再任用になる場合は、任意継続組合員になれるか？	6
Q18	再就職のため任意継続組合員を途中でやめたが、退職後2年以内であれば、再び任意継続組合員に戻れるのか？	6
任意継続組合員をやめるには		
【任意継続組合員にならなかったことにする】		
Q19	「任継申出書」を提出したが、退職後1日も空けずに再就職し、社会保険に加入することが決まった。何か届けないといけないのか？	7
Q20	「任継申出書」を提出したが、申出を取り下げて、国民健康保険に加入する又は家族の被扶養者になれるのか？	7
【期間の途中で任意継続をやめる】		
Q21	任意継続の期間途中で就職し、社会保険に加入した場合どうすればよいのか？	7
Q22	任意継続の期間の途中で、国民健康保険に加入する又は家族の被扶養者になれるのか？	8
Q23	任意継続組合員となり、退職後2年目の4月以降は国民健康保険に切り替えたい場合、手続はどうしたらよいのか？	8
【期間満了により任意継続をやめる】		
Q24	任意継続組合員になって期間満了の丸2年が経過した後はどうなるのか？	8
任意継続掛金について		
Q25	任意継続掛金は、月割りか、日割りか？前納した掛金は、任意継続組合員をやめた後は返金されるのか？	9

Q26	任意継続掛金の算定の基礎額となる、退職時の標準報酬月額はどのように確認すればよいのか？	9
Q27	任意継続掛金は、現職の時より掛金額が高いのはなぜか？年金の保険料も含まれているのか？	9
Q28	任意継続掛金を口座振替の払込みにしたが、口座に残高がなくて引き落とされていなかった。すぐに資格喪失となるのか？	9
Q29	2年目の任意継続掛金額はいつ決定するのか？	10
Q30	任意継続掛金は、年末調整や確定申告で社会保険料控除の対象になるのか？	10
任意継続組合員の被扶養者のこと		
Q31	現在被扶養者がいるが、任意継続組合員になっても引き続き被扶養者認定されるのか？	10
Q32	現在、認定されている被扶養者が、就職により社会保険の資格を得たので、被扶養者の認定を取消したい。手続きはどうしたらよいのか？	10
任意継続組合員の短期給付のこと		
Q33	任意継続組合員になったら、どのような短期給付が受けられるのか？国民健康保険の給付と違う点があるのか？	11
任意継続組合員のその他の手続		
Q34	任意継続組合員には短期給付と福祉事業が適用になるとのことだが、自身の年金又は被扶養者の年金は別途手続が必要か？	13
Q35	限度額適用認定証を持っている。この認定証は任意継続組合員になっても使用できるか？	13
Q36	婚姻により、氏名が変更になり、「任継申出書」に記載していた住所から転居した。届出は必要か？	13
年金制度について		
退職後の医療保険のこと		
Q37	公務員になる前に民間の会社に勤めていて、厚生年金に5年入っていた。老齢厚生年金の手続はどこでするのか？また、その間の年金はいつからもらえるのか？	14
Q38	広島県の公立小学校に臨時的任用職員として勤務していたが、公立学校共済組合の年金をもらえるのか？	14
Q39	学生時代(20歳頃)の国民年金未加入だった期間について、保険料を今から払えば、満額の老齢基礎年金を受けられることができるのか？	15

Q40	60歳で定年退職した後、暫定再任用フルタイムで勤務した期間(2年間)も掛金を払っているのに、どうして、国民年金(老齢基礎年金)の金額に反映されないのか？	15
Q41	退職後、2か月後に再就職する予定だが、それまでの間、国民年金に加入する必要があるか？	15
Q42	私が生計維持している配偶者は、厚生年金や共済組合に加入したことがなく、同じ年で、誕生日はほとんど変わらない。子供はいない。私は、加給年金をもらえるのか？	15
公的年金の支給額について		
Q43	年金の試算をしてもらいたい場合はどうすればいいのか？	16
Q44	定年退職後、暫定再任用フルタイム職員として勤務した場合、退職後にどのくらい年金が増えるのか？	16
Q45	遺族厚生年金は、亡くなった者が受け取っていた年金額がそのまま遺族に支給されるのか？	17
Q46	年金額は一度決まるとずっと変わらないのか？	17
障害年金について		
Q47	組合員期間に発症した病気で、障害者手帳の交付を受けたが、障害年金は受給できるか？	17
税金について		
Q48	年金は課税所得か、非課税所得か？	18
Q49	在職中は、所属で年末調整を行っていたが、年金については、自分で確定申告をしないといけないのか？	18
Q50	源泉徴収票はいつ届くのか？	18
「退職届書」について		
Q51	今年度末に退職することが決まっているが、退職届書は4月以降に提出するのか？退職日より前に提出することは可能か？	19
その他		
Q52	月の途中で採用されたり、退職したときは、厚生年金保険の保険料はどのようになるのか？	19
Q53	給付算定基礎額残高通知書が共済組合から届いたが、これは何か？	20

互助組合について

退会給付金について

Q54	自分が退会給付金の該当者か分からない。	20
Q55	過去に県から市町等へ異動したことがある場合、退会給付金はどのようなになるか？	20
Q56	退職後に教職員として、引き続き同じ所属で勤務するが、退会給付金請求書の提出は必要か？	21
Q57	年度末退職者の退会給付金は、いつ給付されるのか？	21
Q58	退職後に住所変更をする予定がある場合は、請求書にはどちらの住所を記入すればよいのか？	21

退職医療制度について

Q59	退職医療制度は、誰が加入できるか？	21
Q60	退職医療制度に加入したいのだが、どのように手続すればよいのか？	21
Q61	掛金の支払はどうするのか？	22
Q62	退職医療制度の給付や助成を受けるには、どのように手続すればよいのか？	23
Q63	中途退会は可能か？	23
Q64	退職後に教職員として勤務し、公立学校共済組合員の資格を取得する。退職医療制度と現職制度のどちらに加入するのがよいのか？	23

医療保険制度について

退職後の医療保険のこと

Q1 組合員証など※は、返却するのか？

A1 当支部から交付を受けているものは、必ず退職時の所属所に返却してください(当支部に直接返却しないでください。)。引き続き、公立学校共済組合の他支部に加入する場合も、当支部に返却してください。

なお、資格情報のお知らせは返却不要です。マイナンバーカードは、当支部に返却しないようお願いします。

※ 組合員証・被扶養者証・資格確認書・限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額減額認定証・特定疾病療養受療証

Q2 退職後に医療機関等を受診する際には、何を提示したらよいのか？

A2 受診の際は、マイナ保険証または新しく加入した医療保険者から交付された資格確認書を提示してください。

ただし、マイナ保険証を利用する場合は、受診する前に、マイナポータルで新しい資格情報が反映されていることを確認してください。新しい資格情報が反映されていない状態では、マイナ保険証で受診することができないので、注意してください(反映には時間がかかります。)

また、資格確認書の交付事由(※)に該当する場合は、新しく加入した医療保険者から資格確認書の交付を受けるまで、医療機関等が新しい資格情報を確認することができません(交付には時間がかかります。)

このため、新しい資格情報が反映されていないときや、新しい資格確認書が届いてないときは、医療機関等の窓口で「公立学校共済組合は資格を喪失しています。現在、資格の途中でです。」と必ず伝えてください。

※ 資格確認書の交付事由(次に該当する場合、申請または職権により、資格確認書が交付されます。)

ア マイナンバーカードを取得していない者またはマイナンバーカードを返納した者

イ マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない者

ウ マイナ保険証の利用登録解除申請者(他支部や他共済組合で利用登録解除申請中の者を含む。)又は利用登録解除をした者

エ マイナンバーカードを紛失した者、マイナンバーカードを更新中の者

オ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者

Q3 退職後に組合員証や資格確認書を誤って使ったときは、どうすればよいのか？

A3 退職日の翌日以降に、当支部が交付した組合員証や資格確認書などで医療機関等を受診した場合、当支部が負担した医療費等(総医療費の7割または8割部分、高額療養費など)や附加給付(一部負担金払戻金など)を返還していただくことになります。

該当の人には、受診から6か月後を目安に、当支部から返還の請求通知を自宅に送付します。

Q4 退職後は国民健康保険に入りたいが、その加入手続に必要な「資格喪失証明書」はどのようにしたらもらえるのか？

A4 退職時の所属所事務担当者に、資格喪失証明書が必要であることを伝えてください。

所属所担当者は、「組合員資格喪失報告書」内になる「資格喪失証明書」欄の「要」に○を付け、回収が必要な組合員証等(Q1参照)や辞令書の写し等、必要書類を添付し、速やかに当支部に提出してください。

Q5 資格喪失証明書はいつ届くか？

A5 所属所から資格喪失報告書を受領し、当支部で手続き完了次第、退職時の所属所宛てに「組合員資格喪失証明書」を2週間程度で送付します。

Q6 退職後は家族の被扶養者になりたいが、どうしたらよいのか？

A6 被扶養者の認定基準は保険者によって異なりますので、あらかじめ、家族の勤務先に、認定基準や手続等を確認してください。

＜家族が当支部の組合員の場合＞

被扶養者の認定手続は、事実発生日(退職日の翌日)より前には行えません。家族に対して、退職日の翌日以降、速やかに「被扶養者申告書」(広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」標準報酬・掛金・資格関係 07-001～)を提出するよう依頼してください。

なお、被扶養者申告書の提出が、被扶養者の要件を備えた日から30日を超えた場合は、所属所長が受理した日からの認定になりますので御注意ください。

※ 別居している場合は、本人の収入要件のほか、家族から一定額を送金され、家族の収入により生計を維持していること等が確認できなければ、被扶養者になることはできません(福利厚生事務の手引 § 7-004)。

※ 被扶養者の収入見込額には、退職前の給与や一時金として扱う退職金は含みませんが、公的年金(老齢・退職年金、障害年金・遺族年金)や企業年金、生命保険会社等の個人年金は含みます。収入がある場合は、家族の所属所に要件を満たしているか確認してください(福利厚生事務の手引 § 7-004～)。

Q7 傷病手当金を受給中であるが、退職後、任意継続組合員に加入しなくても受給できるのか？

A7 退職日を含めて、引き続き1年以上組合員であった人は、退職後も引き続き受給できます。

ただし、退職日において、傷病手当金の給付期間が受給開始から1年6か月に満たない場合は、最長1年6か月まで引き続き受給できますが、1年6か月を超える場合は、退職日の翌日以降、給付されません。

退職日までの期間に係る請求は、退職時の所属所を通じて提出してください。退職後の期間に係る請求は、直接共済組合に「傷病手当金・傷病手当金附加金(互)傷病手当金・(互)治療見舞金請求書」(広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」短期給付 09 から 10/ 限度額・特定疾病・療養費・第三者加害・休業給付・公費 10-001～)を提出してください(所属所受付印欄、所属所長欄は空欄となります。)。

※ 退職後、他の共済組合員または社会保険等の被保険者になったときは、当支部から傷病手当金は支給されません。

※ 退職後、任意継続組合員期間に発症した傷病には、支給の対象外となります。

※ 受給している傷病手当金が、被扶養者の収入限度額以上の場合、家族の被扶養者としての認定要件を満たさない場合があります。認定要件は、家族が加入している医療保険者に確認してください。

Q8 国民健康保険と共済組合の任意継続組合員はどちらの保険料(掛金)が安いのか？

A8 任意継続掛金は、退職時の標準報酬月額を基礎として算出します。そのため、1年目も2年目も掛金額は大きく変わりません。被扶養者分の保険料は、別途徴収することはありません。

一方、国民健康保険の保険料は、世帯単位で、前年の所得のほか、被保険者の数等に応じて、市区町村が決定します。また、被扶養者の概念がないため、個人単位で保険料が発生します。

国民健康保険の保険料は、個々の状況に応じて異なり、当方では算定できません。居住する市区町村の国民健康保険担当課で御確認ください。

保険料を比較した上で、どちらに加入するか御自身で判断してください。

任意継続組合員になるには

Q9 任意継続組合員になりたいが、退職時の所属所が加入手続きをしてくれるのか？
加入条件はあるのか？

A9 任意継続組合員は「任意」加入なので、御自身の判断で加入・喪失手続きをする必要があります。

加入の申出には退職時の所属所証明が必要ですが、所属所が共済組合に手続きをすることはありませんのでご自身で手続きを行ってください。

任意継続組合員の加入条件は、以下の3点です。

<加入条件>

- 1 退職日の前日までに引き続いて1年以上組合員期間があること(=退職日までに1年と1日以上組合員期間があること)
- 2 退職日を含めて 20 日以内に任意継続組合員になる申出をすること
- 3 任意継続掛金を期限までに納めること

※ 75 歳以上の方は任意継続組合員にはならず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

Q10 任意継続組合員の申出期限はいつか？ 手続はどうすればいいか？

A10 申出者本人が退職日を含めて 20 日以内(20 日目が閉庁日の時はその前日の開庁日)までに「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」(以下「任継申出書」という。)を不備のない状態で、共済組合広島支部に直接提出してください(郵送可)。退職日を含めて 20 日以内の期限は所属所受付日ではなく、共済組合の受理期限です。この期限は法律で定められているため、期限を過ぎて到着した場合や、不備がある場合は受理ができず、任意継続組合員になれませんので御注意ください。申出書1枚目は共済組合に提出する前に、御自身の控えをとっていただくことをおすすめします。

申出の流れ

詳しくは「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」(広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」任意継続組合員関係 15-001-1～)をご覧ください。

① 掛金を口座振替にする場合

本人名義の広島銀行の口座を登録。

広島銀行の窓口「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を2枚とも提出してください。

1 枚目のみ金融機関確認印を受けた上で返却されますので、その 1 枚目に退職時の所属所受付印及び証明を受けて、共済組合に提出してください。

② 掛金を納付書払いにする場合

「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」の1枚目のみ記入し、退職時の所属所受付印及び証明を受けて、共済組合に提出してください。

Q11 任意継続組合員になってマイナ保険証を使用予定だが、マイナ保険証で何か手続をするべきか？

A11 既にマイナ保険証の利用登録が完了している場合は、退職に伴って、再度マイナ保険証の利用登録手続は不要です。

退職後に任意継続組合員となる場合、現職時の組合員等番号から任意継続組合員の組合員等番号へと資格が切り替わります。その資格の切り替えに必要な、資格データの登録は共済組合で

行います。任意継続組合員の資格情報の反映時期は、任意継続掛金の払込みを共済組合が確認した後となるため、申出書を受領してすぐに任意継続組合員の資格が反映されるわけではないことに御注意ください。

任意継続組合員の資格情報が反映したことを共済組合で確認後、「資格情報のお知らせ」を御自宅宛てに送付します。到着しましたら、マイナポータルでマイナ保険証の資格情報が切り替わっていることを確認してください。

Q12 任意継続組合員としてのマイナ保険証はいつごろ使用できるようになるのか？

A12 申出書を提出した時期によって変わりますが、通常3週間程度で情報が反映され、新しい資格で病院に受診できるようになります。

Q13 マイナ保険証を所持していないため、「資格確認書」がほしい。どうすれば発行してもらえるか？

A13 資格確認書は、「任継申出書」の本人欄及び被扶養者欄内にある、交付の可否欄に○をした者に交付します。マイナ保険証を所持していない等、特定の事由に該当しているか確認した上で、必要な方は忘れずに○を記入してください。

「任継申出書」受付後、任意継続掛金の払込みを共済組合が確認した後に、資格確認書を御自宅宛てに送付します。

Q14 「任継申出書」の資格確認書の可否欄に○をし忘れたが、任意継続組合員になった後で資格確認書をもらうことはできるか？

A14 任意継続組合員になった後で、オンライン資格確認を受けることができない状況にあることが判明した者には、当支部から「資格確認書」を発行します(職権交付)。この職権交付については、マイナ保険証の所持状況が判明するまで、任意継続組合員の資格取得から、2か月程度を要する見込みです。

また、任意継続組合員に加入した後で、マイナ保険証を紛失した、更新中である、等の理由で、「資格確認書」が必要となった場合は、「資格確認書交付申請書」(広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」標準報酬・掛金・資格関係 08-010)を提出してください。

Q15 任意継続組合員になって、すぐに医療機関にかかりたい場合はどうすればよいのか？

A15 退職後すぐに医療機関にかかる場合、マイナ保険証への資格の反映や、資格確認書送付が間に合わない場合があります。その場合、まずは、共済組合が負担する医療費の原則7割部分等の支払いを待ってもらえないか医療機関に相談してみてください。その際、医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください(福利厚生事務の手引 § 9-016~)。

Q16 任意継続組合員の加入手続を行ったが、マイナ保険証が新資格未反映の時または資格確認書がないときに病院に受診し、10割負担したときはどうすればよいのか？

A16 公立学校共済組合広島支部に返還手続を行っていただく必要があります。次の書類を提出してください。

a 療養費・家族療養費請求書

(様式第 61 号・様式集 § 9-006 頁/様式ダウンロード(短期給付 09 から 10))

b 領収書(原本)

c 診療報酬明細書(レセプト)

診療報酬明細書(レセプト)は会計の際に渡される「診療明細書」とは異なり、保険医療機関等に依頼して交付される書類です。保険医療機関等から交付されたものを、写し等は取らずにそのまま提出してください。

不明な点がある場合は、公立学校共済組合短期給付係(082-513-4957)に連絡してください。

Q17 退職後1日も空けずに暫定再任用になる場合は、任意継続組合員になれるか？

A17 退職後の働く条件で、任意継続組合員になれるか否かが変わってきます。勤務先の勤務条件に係る書類をよく見て判断してください。

【再任用(フルタイム)】

現職時と同様、公立学校共済組合の一般組合員となるため、再任用の所属先から新規で資格取得の手続を行うことになり、任意継続組合員の資格を取得する必要はありません。

また、再任用(フルタイム)等を退職した後でも、現職時と再任用職員(フルタイム)等時の組合員期間が引き続いて1年と1日以上ある場合は、その後に任意継続組合員になることができます。

【再任用(短時間)】

週 20 時間未満等で公立学校共済組合の短期組合員になれない場合、任意継続組合員の加入条件を満たしていれば、任意継続組合員になることができます。

Q18 再就職のため任意継続組合員を途中でやめたが、退職後2年以内であれば、再び任意継続組合員に戻れるのか？

A18 退職後2年以内であっても、一度任意継続組合員の資格を喪失した場合、いずれの喪失事由においても再び要件を具備しない限り、再度の資格取得はできません。再び退職日までに1年と1日以上の組合員期間の要件を満たす必要があり、任意継続組合員の期間は、この組合員期間に含まないので御注意ください。

任意継続組合員をやめるには

【任意継続組合員にならなかったことにする】

Q19 「任継申出書」を提出したが、退職後1日も空けずに再就職し、社会保険に加入することが決まった。何か届けないといけないのか？

A19 退職日の翌日に社会保険に加入した場合、任継申出を取り下げる必要があります。

速やかに「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」(以下「任継取下書」という。広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」任意継続組合員関係 15-004)を共済組合に提出してください。

なお、任継取下書を提出しても、口座振替で掛金が引き落とされることがあります。後日、御自宅宛てに還付通知をした後、引き落とされた金額を全額お返しします。

Q20 「任継申出書」を提出したが、申出を取り下げて、国民健康保険に加入する又は家族の被扶養者になれるのか？

A20 退職日の翌日から、国民健康保険に加入する又は家族が加入する社会保険の被扶養者になりたいので任意継続を取下げたい場合は、「任継取下書」を提出してください。提出期限は、退職日を含めて 20 日以内(20 日目が閉庁日の場合はその前日の開庁日)共済組合必着です。

この日までに共済組合が受理した場合、任意継続組合員にならなかったことにできます。取下げる前に、家族の被扶養者になれるかどうかは Q6 を参考に御確認ください。

一方、提出期限を過ぎて到着した場合、任意継続組合員の申出を取り下げることはできないため、任意継続掛金も発生します。任意継続組合員の資格を取得したことになるため、任意継続組合員をやめたい場合は、「任継取下書」ではなく Q22 のとおり「任継資格喪失申出書」を提出してください。

【期間の途中で任意継続をやめる】

Q21 任意継続の期間途中で就職し、社会保険に加入した場合どうすればよいのか？

A21 就職先で新しい社会保険に加入した場合、任意継続組合員の資格を喪失することになりますので、以下3点の書類を共済組合に提出してください。

<提出書類>

- 1 「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」(以下「任継喪失申出書」という。広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」任意継続組合員関係 15-002)
- 2 共済組合で交付した任意継続組合員証・被扶養者証・資格確認書・高齢受給者証等
- 3 就職先で交付された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」の写し

これらの提出書類から加入年月日を確認し、任意継続組合員の資格喪失の手続を行います。掛金の過払い分がある場合は精算し、後日還付します。

ただし、就職先の社会保険が公立学校共済組合広島支部であった場合は、3の書類が変わり、「辞令」の写し、会計年度任用職員・非常勤の場合は、併せて「勤務労働条件説明書」の写しです。これらの書類が交付されたら速やかに提出してください（詳しくは広島支部ホームページの様式を参照）。

Q22 任意継続の期間の途中に、国民健康保険に加入する又は家族の被扶養者になれるのか？

A22 国民健康保険に加入する又は家族が加入する社会保険の被扶養者になる場合は、加入手続等を行う前に「任継喪失申出書」を共済組合に提出してください。

Q21 の「就職して社会保険に加入する場合」と異なり、共済組合が「任継喪失申出書」を受理した月の末日まで任意継続組合員の資格を有します。国民健康保険に加入又は家族の被扶養者になる等の資格を取得できるのは、「任継喪失申出書」を受理した翌月1日以降となります。

Q23 任意継続組合員となり、退職後2年目の4月以降は国民健康保険に切り替えたい場合、手続はどうしたらよいのか？

A23 1年目の終わり(例年2月頃)に、2年目の継続を確認する書類を御自宅宛てに送付します。国民健康保険は前年所得を基に保険料を決定するため、1年目に収入額が少ない場合、2年目は、国民健康保険の方が、保険料が安くなることがあります。任意継続組合員をやめる場合は、同封の「任継喪失申出書」を3月末までに提出してください。

受理後、国民健康保険加入に必要な「組合員資格喪失証明書」を、3月下旬以降(これより早くは交付できません。)に送付しますので、到着次第、居住している市区町村で国民健康保険加入の手続を行ってください。

なお、2年目も任意継続組合員を継続される場合は手続不要です。

【期間満了により任意継続をやめる】

Q24 任意継続組合員になって期間満了の丸2年が経過した後はどうなるのか？

A24 任意継続組合員は、資格取得した日から丸2年で期間満了により資格喪失となります。期間満了による喪失手続は必要ありません。また、それ以降の継続の制度也没有ありません。

2年目の終わり(4月1日取得の場合は、丸2年になる前の3月下旬)に、次の保険の加入手続等に必要な「組合員資格喪失証明書」を御自宅宛てに送付します。到着次第、国民健康保険に加入する場合は、居住している市区町村で国民健康保険加入の手続を行ってください。

任意継続掛金について

Q25 任意継続掛金は、月割りか、日割りか？前納した掛金は、任意継続組合員をやめた後は返金されるのか？

A25 任意継続掛金は、月単位で計算し、日割り計算はありません。

任意継続掛金は、資格を取得した月から、資格喪失日の前月分までの掛金を徴収します。

例えば、4月1日に任意継続組合員の資格を取得した後、7月11日(＝資格喪失日)に再就職により他の社会保険に加入した場合、4月から6月分までの掛金を払い込んでいただきます。7月分以降の掛金を年払い等で前納している場合は、資格喪失手続後に掛金をお返しします。

もし、任意継続組合員の資格を取得した月に資格を喪失する場合は、資格取得月1か月分の掛金を払い込んでいただきます。例外として、喪失理由が再度公立学校共済組合の一般・短期組合員になる場合や、他の地方公務員共済組合員になる場合は徴収しません。

Q26 任意継続掛金の算定の基礎額となる、退職時の標準報酬月額はどうに確認すればよいのか？

A26 標準報酬月額は、「給与明細書」か「標準報酬決定・改定通知書」のどちらかで通知されています。退職前の最後に通知されたものが「退職時の標準報酬月額」になります。退職時の標準報酬月額と「全組合員の標準報酬月額の平均(＝上限額)」とを比較し、低い方の額で算定します。退職時の標準報酬月額が分かれば、共済組合広島支部ホームページに掲載している「掛金早見表」で、任意継続掛金額が試算出来ます。

Q27 任意継続掛金は、現職の時より掛金額が高いのはなぜか？年金の保険料も含まれているのか？

A27 現職時は、「組合員」が社会保険料の半分を「掛金」として、「事業主」が半分を「負担金」として、折半して負担していました。しかし、任意継続組合員の場合は、事業主負担分も本人負担となるため、掛金額が現職時より高くなります。

任意継続掛金は健康保険料(現職時の「短期掛金」と介護保険料(40歳以上65歳未満のみ)に該当する掛金です。年金の保険料は、任意継続掛金には含まれておりません。詳細は、Q34を参照してください。

Q28 任意継続掛金を口座振替の払込みにしたが、口座に残高がなくて引き落とされていなかった。すぐに資格喪失となるのか？

A28 口座振替の前には、必ず共済組合から任意継続掛金額を記載した「任意継続掛金等決定通知書」(以下「掛金決定通知書」という。)を御自宅宛てに送付します。振替日と掛金額を確認し、振替日の前日までには資金を口座に準備するようにしてください。万一、口座振替不能となった場合、掛金を期限までに振込むよう督促通知しますので、期限までに必ず振り込んでください。

Q29 2年目の任意継続掛金額はいつ決定するのか？

A29 1年目の終わり(例年2月頃)に送付する継続の有無を確認する書類(Q23 参照)に、次年度の任意継続掛金額を記載した「掛金決定通知書」を同封しています。

2年目は国民健康保険への切り替え等を検討されている場合は、共済組合からの通知書が届く前に、あらかじめ居住する市区町村の国保担当課で、次年度の国民健康保険料を試算しておくことをおすすめします。

Q30 任意継続掛金は、年末調整や確定申告で社会保険料控除の対象になるのか？

A30 任意継続掛金は、所得税法上「社会保険料」として取り扱われ、収入金額から全額控除することができます。この控除を受けるためには、税務署で確定申告をする必要があります。申告の証拠書類になる証明書を、毎年1月に御自宅宛てに送付します。

再就職先の年末調整で申告可能な場合には、随時証明書を送付しますので、共済組合広島支部経理貸付係まで御連絡ください。

任意継続組合員の被扶養者のこと

Q31 現在被扶養者がいるが、任意継続組合員になっても引き続き被扶養者認定されるのか？

A31 退職時に被扶養者に認定されており、「任継申出書」で「継続認定を希望する」とした者は、任意継続組合員になっても引き続き被扶養者認定します。被扶養者の認定継続についての欄は、必ず記入してください。

ただし、被扶養者として認定している人が「被扶養者として認められない場合」に該当することになったときは、要件を満たさなくなった日に遡って取消の手续が必要となります。

特に、子を被扶養者としている場合、退職により収入が配偶者と逆転し、主たる扶養者が配偶者になったときは、退職日の翌日で扶養替えとなります(配偶者などの共同扶養者が国民健康保険に加入の場合は例外あり)。

Q32 現在、認定されている被扶養者が、就職により社会保険の資格を得たので、被扶養者の認定を取消したい。手続きはどうしたらよいのか？

A32 「任継申出書」の提出時点で、退職日の翌日から被扶養者から外れることが明らかな場合は、「任継申出書」の被扶養者欄で「継続しない」とすることで、退職日の翌日で扶養認定を取消することができます。

任継申出時は継続認定を希望して引き続き認定されたが、就職等により「被扶養者として認められない場合」に該当することが分かったときは、次の書類を共済組合に提出してください。

<提出書類>

・被扶養者申告書(取消)

(広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」標準報酬・掛金・資格関係 07-001)

・任意継続組合員被扶養者証・資格確認書等、共済組合で交付されたすべての証

・被扶養者の要件を欠く日が確認できる書類

任意継続組合員の短期給付のこと

Q33 任意継続組合員になったら、どのような短期給付が受けられるのか？国民健康保険の給付と違う点があるのか？

A33 次ページの表のとおり、現職時とほぼ同じ給付を受けることができます。

この中には、国民健康保険にはない、「災害給付」や「附加給付等」があります。この中で、「一部負担金払戻金」は、任意継続組合員の場合、医療機関等1か所での1か月の窓口負担が2万5千円を超えたときは、その超えた額を、共済組合から給付するものです。

国民健康保険には、このような給付はありませんので、医療費が高額になる場合、任意継続組合員の方が、最終的な負担額が少なくてすむことがあります。

任意継続組合員短期給付と国民健康保険給付との比較

公立学校共済組合 任意継続組合員					
短期給付	法定給付	保健給付	組合員	療養の給付	病気・負傷
				入院時食事療養費	
				療養費	
				訪問看護療養費	
				移送費	
				高額療養費	
		高額介護合算療養費			
		出産費	出 産		
		埋葬料	死 亡		
		被扶養者	家族療養の給付	病気・負傷	
	入院時食事療養費				
	家族療養費				
	家族訪問看護療養費				
	家族移送費				
	高額療養費				
	家族出産費		出 産		
	家族埋葬料	死 亡			
災害給付	組合員	弔慰金	災害死亡		
		災害見舞金	災 害		
	被扶養者	家族弔慰金	災害死亡		
付加給付	組合員	一部負担金払戻金	病気・負傷		
		出産費附加金	出 産		
		埋葬料附加金	死 亡		
	被扶養者	家族療養費附加金	病気・負傷		
		家族訪問看護附加金			
		家族出産費附加金	出 産		
		家族埋葬料附加金	死 亡		

国民健康保険				
法定給付	保険給付	被保険者	療養の給付 入院時食事療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費 高額介護合算療養費	病気・負傷
			出産育児一時金	出産
			埋葬料	死亡

※ 国民健康保険は、被扶養者の概念がありません。世帯単位で、各々が加入する保険制度です。

※ 保険者によっては、このほかに任意給付が実施されていることがあります。

※ 網掛部分は、共済組合独自の給付です。

※ 任意継続組合員制度には、休業給付がありません。傷病手当金は Q7 参照。

任意継続組合員のその他の手続

Q34 任意継続組合員には短期給付と福祉事業が適用になるとのことだが、自身の年金又は被扶養者の年金は別途手続が必要か？

A34 任意継続組合員は、公的医療制度は適用されますが、年金制度の適用はありません。

そのため、20歳以上60歳未満の任意継続組合員又は被扶養者は、国民年金第1号被保険者となり、国民年金保険料を別途納付する必要があります。ご自身又は配偶者の居住している市区町村の年金事務所担当課で年金加入の手続をしてください。

なお、年金加入の手続には「組合員資格喪失証明書」が必要になりますので、退職の際は必要なることを退職時の所属所の事務担当者に伝え、交付の依頼をしてください。

Q35 限度額適用認定証を持っている。この認定証は任意継続組合員になっても使用できるか？

A35 限度額適用認定証に記載している組合員番号等が変わるため、退職後は使用できません。

組合員証・資格確認書等と併せて、退職時の所属所へ、認定証も返却してください。

マイナ保険証を有している場合は、医療機関においてオンラインで限度額の区分確認ができるため、任意継続組合員の資格取得後、新たに限度額適用認定証の交付申請をする必要はありません。

マイナ保険証を有していない等、オンラインで区分を確認できない場合は、任意継続組合員の資格取得日以降、「限度額適用認定申請書」(広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」短期給付 09 から 10 09-001-1)を共済組合に提出してください。

Q36 婚姻により、氏名が変更になり、「任継申出書」に記載していた住所から転居した。届出は必要か？

A36 任意継続組合員が住所又は氏名を変更した場合は、「組合員等情報変更申告書」(広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」標準報酬・掛金・資格関係 08-003)を必ず共済組合に提出してください。また、被扶養者の住民票の住所に変更がある場合は、住民票の写しを添付してください。

なお、氏名を変更した場合、交付を受けている旧姓の資格確認書等(資格情報のお知らせを除く)を必ず添付してください(住所のみの場合は添付不要)。新しい氏名の資格確認書が必要な場合は、併せて「資格確認書交付申請書」(広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」標準報酬・掛金・資格関係 08-010)も提出してください。

年金制度について

公的年金の仕組みについて

Q37 公務員になる前に民間の会社に勤めていて、厚生年金に5年入っていた。老齢厚生年金の手続きはどこですか？また、その間の年金はいつからもらえるのか？

A37 平成 27 年 10 月の被用者年金一元化以後、ワンストップサービスとして、厚生年金に関する届出等は、日本年金機構又は公立学校共済組合いずれの窓口でも受付を可能としています。

そのため、民間企業にお勤めの期間及び公務員期間など複数の年金を、ひとつの実施機関で請求することができます。

年金の支給開始年齢となる誕生日の2～3か月前に、最後に加入していた年金の実施機関から請求書類が届きますので、請求してください。

Q38 広島県の公立小学校に臨時的任用職員として勤務していたが、公立学校共済組合の年金をもらえるのか？

A38 公立学校共済組合の年金制度に加入していた期間(＝公立学校共済組合の一般組合員の期間)があり、一定の要件を満たしている場合は、公立学校共済組合に対し厚生年金を請求することができます。

ただし、同じ臨時的任用職員であっても、任用の開始時期や期間等により、加入する公的年金制度が異なる場合がありますので、以下の表を参考としてください。

臨時的任用期間	公立学校共済組合の一般組合員 (公立学校共済組合の年金制度に加入)
～令和2年3月 31 日	任用から1日も空けずに 13 月目を超えた月の初日に一般組合員の資格取得 ※ 昭和 63 年 4 月以前は、国民年金に任意加入
令和2年4月1日～ 令和4年9月 30 日	任用と同時に一般組合員の資格取得
令和4年 10 月1日～ 現在	短期組合員 (R4.9.30 まで一般組合員であった場合、R4.10.1 以降短期組合員に変更) ※ 短期組合員は、一般の厚生年金(日本年金機構)に加入

※ 年金の加入記録は、「ねんきん定期便」等で確認できます。確認ができない場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

Q39 学生時代(20歳頃)の国民年金未加入だった期間について、保険料を今から払えば、満額の老齢基礎年金を受けることができるのか？

A39 時効により、学生時代の保険料を今から追納することはできませんが、退職後、65 歳に達するまでの間に、国民年金に任意加入して、保険料を納付することで、満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

国民年金の「任意加入」については、「お住まいの市町役場の国民年金担当」又は「お近くの年金事務所」へ問い合わせてください。

Q40 60歳で定年退職した後、暫定再任用フルタイムで勤務した期間(2年間)も掛金を払っているのに、どうして、国民年金(老齢基礎年金)の金額に反映されないのか？

A40 共済組合員の期間のうち、国民年金の加入月数としてカウントされるのは、20 歳から60 歳までの期間とされています。

60歳を超えても、同じ共済組合員として、長期掛金(保険料)を払っているのにもかかわらず、老齢基礎年金額に反映されないという現行の取り扱いは、なかなかご納得いただけないものと推測しますが、制度上、やむを得ません。

ただし、20 歳未満又は60 歳以降に、厚生年金保険制度への加入期間がある場合は、その期間の「老齢基礎年金に相当する額」を、「経過的加算額(65 歳から支給される公務員独自の年金)」に加算することで、お尋ねのケースで生じる矛盾を解消することとしています。

なお、老齢基礎年金は、40年間加入して満額支給という仕組みであり、加算される上限は 40 年間分です。

Q41 退職後、2か月後に再就職する予定だが、それまでの間、国民年金に加入する必要があるか？

A41 日本国内に住所を有する20 歳以上60 歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合に加入している方を除いてすべて国民年金に加入することとなっています。

再就職までの2か月間は、国民年金の第1号被保険者となりますので、ご退職後にお住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口で加入の手続きをおこなってください。

Q42 私が生計維持している配偶者は、厚生年金や共済組合に加入したことがなく、同い年で、誕生日はほとんど変わらない。子供はいない。私は、加給年金をもらえるのか？

A42 加給年金の対象となる方は、一定の要件を満たした「配偶者」及び「子」です。

あなたが65歳になった時点で、一定の要件を満たしている配偶者がいらっしゃる場合、配偶者が65

歳になるまでの間、加給年金額があなたの老齢厚生年金に加算されます。

なお、加給対象者が配偶者の場合の加給年金の支給要件は以下のとおりです。

- ① あなた自身の厚生年金保険の加入期間が20年以上ある(国民年金のみに加入していた期間は含まない)
 - ② 配偶者の生年月が、あなたの生年月より前である(※同一年月の場合は加算なし)
 - ③ 配偶者が20年以上の加入期間に基づく年金の支給開始年齢に到達していない
- ※ あなたが65歳到達時点で、加給対象者である配偶者自身が「20年以上の加入期間に基づく特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に到達している」場合は、加給年金額の支給が停止)

なお、加給年金対象者の状況に異動があった場合(配偶者等が老齢厚生年金、障害年金等の受給が始まった場合、配偶者等が亡くなった又は離婚した等)は、年金額が支払過多となり、後日、返還していただく場合もあります。速やかに、公立学校共済組合本部(Tel. 03-5259-1122)へ御連絡ください。

公的年金の支給額について

Q43 年金の試算をしてもらいたい場合はどうすればいいのか？

A43 公立学校共済組合では、原則、個別での年金の試算は行っておりません。

御自身が将来受け取ることができる年金見込額は、毎年、誕生月の下旬頃に御自宅へハガキで送付(35歳、45歳、59歳の方には詳細な記録が封書で送付)される「ねんきん定期便」や、「地共済年金情報 Web サイト(<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/FN009001/OP009001001BL.do>)」や「ねんきんネット(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)」で御確認いただくことができます。

Q44 定年退職後、暫定再任用フルタイム職員として勤務した場合、退職後にどのくらい年金が増えるのか？

A44 組合員の期間と給料等の額によって異なるため、一概に「どのくらい増える」と言うことは困難ですが、目安として、数年前に、定年退職後、1年間、暫定再任用職員(常勤)として勤務した方の場合は年額3～4万円程度の増額がみられます。

なお、当時と年金額の水準も異なりますので、今後、定年退職する方にこの額がこのまま当てはまるかどうかは分かりません。一つの目安としてください。

Q45 遺族厚生年金は、亡くなった者が受け取っていた年金額がそのまま遺族に支給されるのか？

A45 遺族厚生年金は、亡くなられた方が受給していた年金額がそのまま支給されるわけではありません。その額については、個々の状況(家族の有無等)に応じて異なるため一概には言えませんが、ひとつの目安として、「亡くなった方が受給していた老齢厚生年金(退職共済年金)の、概ね4分の3程度の額」になると考えていただければと思います。

Q46 年金額は一度決まるとずっと変わらないのか？

A46 年金額は、前年の物価や賃金の変動に応じて毎年度の額を改定(増額または減額)することとされています(参考:令和6年度は昨年度比 2.7%増額(原則))。改定後の年金額については、6月に送付する「年金額改定通知書」を御覧ください。

また、働きながら年金を受給している方の年金額については、退職等のタイミングでも改定されます。詳細については、公立学校共済組合ホームページを御覧ください。

トップページ> 共済制度について> 年金制度について> 年金の支給と基本事項> 年金額の改定
<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/sikyukihonjikou/nenkingakukaitei/index.html>

障害年金について

Q47 組合員期間に発症した病気で、障害者手帳の交付を受けたが、障害年金は受給できるか？

A47 障害者手帳の認定基準と、障害年金の認定基準は異なるため、障害者手帳の交付により、直ちに、障害の年金を受給することはできません。

年金制度における障害等級に該当する方が、障害の年金を受給できます。請求をお考えの方は、まずは、公立学校共済組合広島支部長期給付係(Tel 082-513-4959)までご連絡ください。

税金について

Q48 年金は課税所得か、非課税所得か？

A48 老齢厚生年金等は、所得税法上「雑所得」とされる課税所得です。このため、年金支給の際に所得税を源泉徴収することとなります。なお、障害給付及び遺族給付は、非課税となります。

Q49 在職中は、所属で年末調整を行っていたが、年金については、自分で確定申告をしないといけないのか？

A49 公的年金等の収入がある方で、次のいずれにも当てはまる場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません（公的年金等に係る「確定申告不要制度」）。

- ・公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(※)が20万円以下

なお、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、所得税等の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

確定申告については、国税庁のホームページ等を御覧いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

※ 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」…給与・賞与などの給与所得、個人年金などの雑所得、株式の配当などの配当所得、生命保険の満期返戻金などの一時所得。

Q50 源泉徴収票はいつ届くのか？

A50 12月定期支給の年金支払通知書に同封してお送りしています。

なお、次のいずれかに該当する方には、源泉徴収票はお送りしておりません。

- ・1年間を通して老齢厚生年金・退職(共済)年金が全額支給停止されている方
- ・1年間を通して海外にお住まいの方(所得税法上の非居住者に該当する方)
- ・障害・遺族を給付事由とする年金を受給されている方(所得税法上非課税のため)

「退職届書」について

Q51 今年度末に退職することが決まっているが、退職届書は4月以降に提出するのか？退職日より前に提出することは可能か？

A51 退職日より前に提出することは可能です。

この場合、提出年月日及び所属所長の証明欄の証明日は、記入例のとおり「退職年月日」としてください。

退職日以降に提出する場合は、提出年月日等は以下のとおりとしてください。

「提出年月日(所属所長の証明日)」・・・ 所属所長が証明して提出する日

「所属所長の証明欄(証明者氏名)」・・・ 提出日時点の所属所長が証明

その他

Q52 月の途中で採用されたり、退職したときは、厚生年金保険の保険料はどのようなになるのか？

A52

月の途中から採用された場合

保険料は月単位で計算しますので、厚生年金保険に加入する資格を取得した日(原則、採用された日)の属する月の保険料から支払う必要があります。

月の途中で退職した場合

保険料は、厚生年金保険に加入する資格を喪失した日(原則、退職日の翌日)(以下「資格喪失日」という。)が属する月の前月分まで納める必要があります。なお、月の「末日」に退職した場合は、翌月1日が資格喪失日となりますので、退職した月分までの保険料を納める必要があります。

採用された月に退職をした場合

厚生年金保険に加入する資格を取得した月にその資格を喪失した場合は、厚生年金保険料の納付が必要になります。ただし、厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に厚生年金保険の資格又は国民年金の資格を取得した場合は、先に喪失した厚生年金保険料の納付は不要です。

Q53 給付算定基礎額残高通知書が共済組合から届いたが、これは何か？

A53 平成27年10月からの被用者年金一元化に伴い、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。「年金払い退職給付」は、毎月積み立てた保険料により算出される「給付算定基礎額」をもとに65歳から支給されるものであり、「給付算定基礎額残高通知書」は、最近1年間の「給付算定基礎額」をお知らせする通知です。

詳細については、公立学校共済組合ホームページを御覧ください。

トップページ> 共済制度について> 年金制度について> 年金を受け取る前に(組合員・組合員であった方向け)> 年金加入記録等に関する情報の通知> 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/zandakatuu-tisyo/index.html>

互助組合について

退会給付金について

Q54 自分が退会給付金の該当者か分からない。

A54 退会給付金は、互助組合員のうち、共済組合員等番号が「数字のみ」、「頭文字が P」又は「頭文字が Z」の方が対象です。

給与の支給が県費負担の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員等任用期間に定めのある職員は、退会給付金の対象となる掛金を徴収していないため、該当しません。

互助組合員であるか否か分からない場合は、給与明細で当互助組合の掛金が控除されているかを確認してください。

Q55 過去に県から市町等へ異動したことがある場合、退会給付金はどのようになるか？

A55 人事異動により市町等へ異動された場合、その都度、請求をしていただいて給付しています。

Q56 退職後に教職員として、引き続き同じ所属で勤務するが、退会給付金請求書の提出は必要か？

A56 退会給付金請求書の提出は必要です。

現在の職を退職することになりますので、必ず請求手続をしてください。

Q57 年度末退職者の退会給付金は、いつ給付されるのか？

A57 4月30日までに退会給付金請求書の受付処理が終了した方は、5月末に送金します。

4月30日以降に受理した方については、事務処理が完了次第給付します。

Q58 退職後に住所変更をする予定がある場合は、請求書にはどちらの住所を記入すればよいのか？

A58 記入いただいた住所へ5月末以降に送金決定通知書を郵送します。5月末以降にお住まいの住所を記入してください。

退職医療制度について

Q59 退職医療制度は、誰が加入できるか？

A59 退職医療制度は、退職日まで互助組合員だった方のうち、満45歳以上の方が加入できます。

退職医療制度は公的な医療保険制度ではありませんので、公立学校共済組合、国民健康保険、全国健康保険協会などの公的な医療保険制度を加入・利用されていても加入できます。

Q60 退職医療制度に加入したいのだが、どのように手続すればよいのか？

A60 退職の翌日から起算して30日以内(令和7年3月31日退職の場合は、4月30日(水)まで)に、退職医療組合員申出書を提出してください。

退会給付金を加入時の掛金に充当しますので、退会給付金の給付対象の方は、退会給付金請求書と併せて申出書を提出してください。

Q61 掛金の支払はどうするのか？

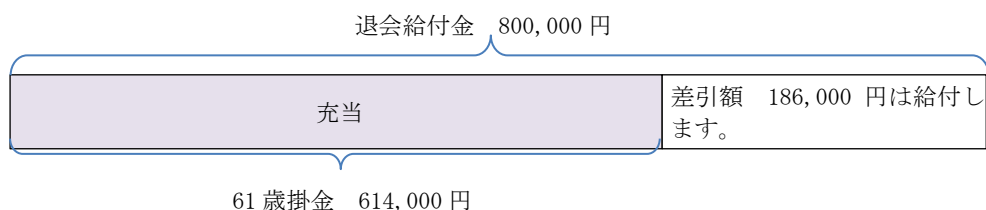
A61 掛金は、加入時(退職日の翌日)の満年齢に応じた掛金額を一括納入していただきます。

掛金の支払についての通知は、令和7年3月31日退職者の方には6月頃に御自宅へ郵送します。

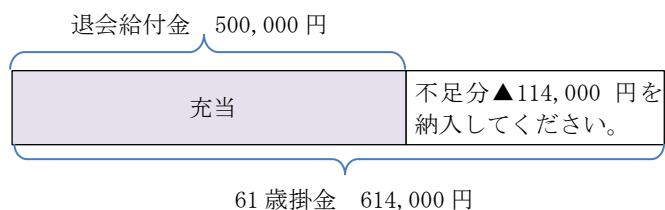
なお、退会給付金の給付対象の方は、退会給付金を加入時の掛金に充当します。

【退会給付金を掛金に充当した場合の例】

(例1) 退会給付金 > 掛金 の場合



(例2) 退会給付金 < 掛金 の場合



【掛金額表】

年齢 (歳)	掛金額 (円)	年齢 (歳)	掛金額 (円)	年齢 (歳)	掛金額 (円)	年齢 (歳)	掛金額 (円)	年齢 (歳)	掛金額 (円)
45	1,731,000	50	1,382,000	55	983,000	60	675,000	65	389,000
46	1,656,000	51	1,297,000	56	917,000	61	614,000	66	328,000
47	1,584,000	52	1,214,000	57	853,000	62	554,000	67	269,000
48	1,514,000	53	1,134,000	58	791,000	63	497,000	68	212,000
49	1,447,000	54	1,057,000	59	732,000	64	442,000	69	156,000

Q62 退職医療制度の給付や助成を受けるには、どのように手続すればよいか？

A62 それぞれの給付や助成の所定の請求書により請求をいただき給付します。

Q63 中途退会は可能か？

A63 加入後の退会はできません。(納入された掛金の返金もできません。)

Q64 退職後に教職員として勤務し、公立学校共済組合員の資格を取得する。退職医療制度と現職制度のどちらに加入するのがよいか？

A64 退職医療制度と現職制度は、事業内容や給付額が異なり、掛金の納入方法も異なります。各制度の事業内容等を御確認いただき、御自身に適した制度を選択してください。

なお、退職後の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員等任用期間に定めのある職員として勤務される期間は現職制度に加入し、その任用期間が終了するときに退職医療制度に加入することも可能です。

【制度比較表】

項目	退職医療制度	現職制度
掛金	加入時に一括納入	毎月の給与から控除
給付金の受領方法	請求書等の提出による請求払	医療給付金、家族療養費は自動給付。その他の給付金は請求書等の提出による請求払。
利用期間	終身(療養補助金(医療給付)のみ70歳に達した年度末まで)	一度の公立学校共済組合員資格(任意継続組合員を除く)を有する期間。
特徴	・ 医療費の助成が充実した制度で、退職後に増加する医療費の負担を軽減できる。 ・ 保険証が切り替わっても利用可能。	退職まで加入していた現職制度と同様の事業内容が受けられる(リフレッシュ給付金と貸付事業を除く。)